

昭和二十三年法律第百九十八号

**第一条** 民生委員は、社会奉仕の精神をもつて、常に住民の立場に立つて相談に応じ、及び必要な援助を行い、もつて社会福祉の増進に努めるものとする。

**第二条** 民生委員は、常に、人格識見の向上と、その職務を行う上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

**第三条** 民生委員は、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の区域にこれを置く。

**第四条** 民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準を参考して、前条の区域ごとに、都道府県の条例で定める。

**第五条** 前項の規定により条例を制定する場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、前条の区域を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の意見を聞くものとする。

**第六条** 都道府県知事は、前項の推薦を行うに当たつては、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について行うものとする。この場合において、都道府県に設置された社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）の意見を聞くよう努めるものとする。

**第七条** 民生委員推薦会が、民生委員を推薦するに当つては、当該市町村の議会（特別区の議会を含む。以下同じ。）の議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であつて児童福祉法（昭和二十二年法律第六百六十四号）の児童委員としても、適当である者について、これを行わなければならぬ。

**第八条** 都道府県知事及び民生委員推薦会は、民生委員の推薦を行うに当たつては、当該推薦に係る者のうちから児童福祉法の主任児童委員として指名されるべき者を明示しなければならない。

**第九条** 都道府県知事は、民生委員推薦会の推薦した者が、民生委員として適當でないと認めるときは、地方社会福祉審議会の意見を聽いて、その民生委員推薦会に対し、民生委員の再推薦を命ずることができる。

**第十条** 前項の規定により都道府県知事が再推薦を命じた場合において、その日から二十日以内に民生委員推薦会が再推薦をしないときは、都道府県知事は、当該市町村長及び地方社会福祉審議会の意見を聽いて、民生委員として適當と認める者を定め、これを厚生労働大臣に推薦することができる。

**第十二条** 民生委員には、給与を支給しないものとし、その任期は、三年とする。ただし、補欠の民生委員の任期は、前任者の残任期間とする。

**第十三条** 民生委員が左の各号の一に該当する場合においては、厚生労働大臣は、前条の規定にかかるわらず、都道府県知事の具申に基いて、これを解雇することができる。

**第十四条** 一 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

二 職務を怠り、又は職務上の義務に違反した場合

三 民生委員たるにふさわしくない非行のあつた場合

**第十五条** 前条第一項の場合において、地方社会福祉審議会は、審査をなすに際して、あらかじめ本人に対してその旨を通告しなければならない。

**第十六条** 2 前項の通告を受けた民生委員は、通告を受けた日から一週間以内に、地方社会福祉審議会に対して意見述べることができる。

3 前項の規定により民生委員が意見を述べた場合には、地方社会福祉審議会は、その意見を聴いた後でなければ審査をなすことができない。

**第十七条** 民生委員は、その市町村の区域内において、担当の区域又は事項を定めて、その職務を行ふものとする。

**第十八条** 一 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。

二 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように行うものとする。

**第十九条** 三 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。

**第二十条** 四 社会福祉を目的とする事業を經營する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。

**第二十一条** 五 社会福祉法に定める福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他の関係行政機関の業務に協力すること。

**第二十二条** 六 民生委員は、前項の職務を行うほか、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行う。

**第二十三条** 七 第十五条 民生委員は、その職務を遂行するに当つては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によつて、差別的又は優先的な取扱をすることなく、且つ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行わなければならぬ。

**第二十四条** 八 第十六条 民生委員は、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

**第二十五条** 九 第十七条 民生委員は、その職務に関して、都道府県知事の指揮監督を受ける。

**第二十六条** 一 市町村長は、民生委員に対し、援助を必要とする者に関する必要な資料の作成を依頼し、その他民生委員の職務に關して必要な指導をすることができる。

**第二十七条** 二 市町村長は、民生委員は、第十二条の規定に従い解雇せられるものとする。

**第二十八条** 三 第十八条 都道府県知事は、民生委員の指導訓練を実施しなければならない。

**第二十九条** 四 第十九条 削除

**第三十条** 五 第二十条 民生委員は、都道府県知事が市町村長の意見をきいて定める区域ごとに、民生委員協議会を組織しなければならない。

**第三十一条** 六 第二十二条 第二十三条から第二十三条まで 削除

**第三十二条** 一 第二十四条 民生委員協議会の任務は、次のとおりとする。

二 前項の規定による民生委員協議会を組織する区域を定める場合においては、特別の事情のあるときの外、市においてはその区域を数区域に分けた区域をもつて、町村においてはその区域をもつて一区域としなければならない。

**第三十三条** 三 第二十二条 削除

**第三十四条** 一 民生委員が担当する区域又は事項を定めること。

二 民生委員の職務に関する連絡及び調整をすること。

**第三十五条** 三 民生委員の職務に関して福祉事務所その他の関係行政機関との連絡に当たること。

**第三十六条** 四 必要な資料及び情報を集めること。

**第三十七条** 五 民生委員をして、その職務に関して必要な知識及び技術の修得をさせること。

**第三十八条** 六 その他民生委員が職務を遂行するに必要な事項を処理すること。

**第三十九条** 一 民生委員協議会は、市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の組織に加わることができる。

**第四十条** 二 市町村長及び福祉事務所その他の関係行政機関の職員は、民生委員協議会に出席し、意見を述べることができる。



されていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

**第一百六十一條** 施行日前にされた國等の事務に係る処分であつて、當該処分をした行政庁（以下この条において「処分官」といふ。）に施行日有二丁女に假審査去て見定する二及丁女官（以下二

の条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについても、施行日以後においても、当該処分<sup>す</sup>こ引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服

審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分の上級行政庁であった行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政方が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項

(第一号に規定する第一号添定の旨を除く。)

する経過措置を含む。) は、政令で定める。  
(第4号)

**第二百五十条** 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、でき  
る限り新たに設けることのな、ようとするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新

地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

**第二百五十一條** 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等

附則（平成一年二月二日法律第一六〇号）抄

**第一条** この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第

二項、  
第三百二十六條第二項及び第三百四十四条の規定  
附則（平成二年六月七日法律第一一一号）抄  
公布の日

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。  
(施行期日)

**第二十九条** 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措

(平成一三年一月三〇日法律第一三五号)  
抄

**第一条** この法律は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

二 目次の改正規定中／第三節児童福祉司及び児童委員（第十一条—第十四条）／第四節児童相談所、福祉事務所及び保健所（第十五条—第十八条の三）／を「／第三節 児童福祉

児童相談所、福祉事務所及び保健所（第十五条—第十八条の三）／＼を「第三節 児童福祉司（第十一条—第十一条の三）／第四節 児童委員（第十二条—第十四条）／第五節 児童相談所、福祉事務所及び保健所（第十五条—第十八条の三）／＼に改める部分、第一章第三節の節名の改正規定、第十一条の次に一条を加える改正規定、第一章中第四節を第五節とし、第十一

**第九条** 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に前条の規定による改正前の民生委員法第五条の規定により都道府県知事及び民生委員推薦会が行つた推薦において、新法第十二条の二第二項に規定する主任児童委員の職務に相当する職務を行うべき者が明示されている場合には、当該推薦は、前条の規定による改正後の民生委員法第六条第二項の規定により児童福祉法の主任児童委員として指名されるべき者が明示された推薦とみなす。

**附 則** (平成二十三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄  
(施行期日)  
**第一条** この法律は、公布の日から施行する。  
(政令への委任)  
**第八十二条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に關する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**附 則** (平成二五年六月一四日法律第四四号) 抄  
(施行期日)  
**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 略  
二 第一条、第五条、第七条（消防組織法第十五条の改正規定に限る。）、第九条、第十条、第十四条（地方独立行政法人法目次の改正規定（「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条—第六十七条）」を「／第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条—第六十七条）／第六章の二 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置（第六十七条の二—第六十七条の七）／」に改める部分に限る。）、同法第八条、第五十五条及び第五十九条第一項の改正規定並びに同法第六章の次に一章を加える改正規定を除く。）、第十五条、第二十二条（民生委員法第四条の改正規定に限る。）、第三十六条、第四十条（森林法第七十条第一項の改正規定に限る。）、五十一条（建設業法第二十五条の二第一項の改正規定に限る。）、第五十一条、第五十二条（建築基準法第七十九条第一項の改正規定に限る。）、第五十三条、第六十一条（都市計画法第七十八条第一項の改正規定に限る。）、第六十二条、第六十五条（国土利用計画法第十五条第二項の改正規定を除く。）及び第七十二条の規定並びに次条、附則第三条第二項、第四条、第六条第二項及び第三項、第十三条、第十四条（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第一百四十一条の二の次に二条を加える改正規定中第一百四十一条の四に係る部分に限る。）、第十六条並びに第十八条の規定 平成二十六年四月一日  
(政令への委任)  
**(民生委員法の一部改正に伴う経過措置)**

**第四条** 第二十二条の規定（民生委員法第四条の改正規定に限る。以下この条において同じ。）の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、第二十二条の規定による改正後の民生委員法第四条第一項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同項の民生委員の定数については、なお従前の例による。

**第十一條** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に關する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(処分等に関する経過措置)

**第二条** この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により従前の国の機関がした認定、指定その他の行為又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国の機関がした認定、指定その他の行為又は通知その他の行為とみなす。

**2** この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

**3** この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手續がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手續がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

(命令の効力に関する経過措置)

**第三条** 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

（政令への委任）

**第九条** 附則第二条から第四条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**附 則** (令和四年六月二二日法律第七七号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、この法律の公布の日又は当該各号に定める法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

一 略	二 附則第十一条の規定	こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第七十六号）
-----	-------------	---